

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも
月額 **1.0万円**^(※) 相当を、
6か月分補助します。

対象拡大！

- ・訪問看護 ・居宅介護支援
- ・訪問リハ ・介護予防支援

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の 都道府県 に届け出ましょう！

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

申請時点では要件が揃っていないでもOK！

② 補助金額に相当する 職員の賃金改善 を行いましょう！

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

以下の

③ 生産性向上等に係る取組のいずれかを行いましょう！

ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談はこちら



● 処遇改善加算Ⅳに準ずる要件

※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、
職場環境等要件



④ 都道府県の定める期限までに 実績報告 をしましょう！

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

■ 専用コールセンター

050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

■ 処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう！

<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>

